

高萩・北茨城広域事務組合職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める
規程

平成28年3月30日

規程第2号

改正 令和元年10月1日規程第2号

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する高萩・北茨城広域事務組合職員の標準的な職及び標準職務遂行能力は、北茨城市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程（平成28年北茨城市訓令第4号）の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。